



グリーン購入対象物品一覧 (平成30年度版)

・調査対象分野【6分野115品目】

1. 紙類 (7品目)
2. 文具類 (84品目)
3. 画像機器等 (10品目)
4. 電子計算機 (4品目)
5. 照明 (5品目)
6. 自動車等 (5品目)

・調査対象外分野

1. オフィス家具
2. オフィス機器
3. 携帯電話
4. 家電製品
5. エアコンディショナー等
6. 温水器等
7. 消火器
8. 制服・作業服
9. インテリア及び寝装寝具
10. 作業手袋
11. その他繊維製品
12. 設備
13. 災害備蓄用品
14. 公共工事
15. 役務



【特記事項】

「グリーン購入法適合」と記載されている商品は、対象商品となります。なお、「グリーン購入法適合マーク」は下記のように様々なデザインがありますのでご注意ください。



グリーン購入法適合マーク

グリーン購入対象物品 ～調査対象分野～

1. 紙類（平成 30 年度グリーン購入法基本方針（環境省）では 1 番目）

参考となる環境ラベル等
総合評価値 80 以上の表示のある製品、またはエコマークの表示がある製品
 エコマーク

対象分野・品目	調達基準
コピー用紙、印刷用紙（塗工、非塗工）	製品の総合評価値が 80 以上
フォーム用紙、インクジェットカラープリンタ用塗工紙	古紙パルプ配合率 70%以上かつ白色度 70%程度以下
トイレットペーパー、ティッシュペーパー	古紙パルプ配合率 100%

適合商品例（参考）	
⇒ 商品名称 <メーカー名>	
※記載した商品以外にも適合商品があります（適合商品の情報は 2017 年 12 月時点）。	
購入の際は『エコ商品ねっと』で検索の上、ご確認ください。<URL: http://www.gpn.jp/econet/ >	
再生紙コピー用紙 アピカ NR100 <アピカ>	プレミアムリサイクル<キョクトウ・アソシエイツ>
	
α エコペーパー タイプ RW <大塚商会>	再生 P P C 用紙 CR-K P A 4 R <クラウングループ>



カウネット コピー用紙リサイクル100<カウ
ネット>



2. 文具類（平成 30 年度グリーン購入法基本方針（環境省）では 2 番目）

参考となる環境ラベル等


対象分野・品目	調達基準
シャープペンシル、シャープペンシル替芯、マーキングペン、鉛筆、印章セット、印箱、公印、ゴム印、回転ゴム印、定規、トレー、消しゴム、ステープラー（汎用型以外）、ステープラー針リムーバー、事務用修正具（液状）、製本テープ、ペンスタンド、クリップケース、はさみ、マグネット（玉）、マグネット（バー）、テープカッター、パンチ（手動）、モルトケース（紙めくり用スポンジケース）、紙めくりクリーム、鉛筆削（手動）、OA クリーナー（液タイプ）、レターケース、マウスパッド、丸刃式紙裁断機、カッターナイフ、カッティングマット、デスクマット、絵の具、墨汁、のり（液状）（補充用を含む。）、のり（澱粉のり）（補充用を含む。）、のり（固形）（補充用を含む。）、のり（テープ）、ファイリング用品、アルバム（台紙を含む）、カードケース、パンチラベル、付箋フィルム、黒板拭き、ホワイトボード用イレーザ、額縁、缶・ボトルつぶし機（手動）、名札（机上用）、名札（衣服取付型・首下げ型）、鍵かけ（フックを含む。）	【共通基準】 <主要材料がプラスチックの場合> ・再生プラスチック配合率 40%以上 ※ステープラー（汎用型）は機構部分を除くプラスチック重量比 <主要材料が木の場合> ・間伐材、端材等の再生資源又は合法材 <主要材料が紙の場合> ・古紙パルプ配合率 50%以上、かつ、残りのバージンパルプは合法性が担保されている
ボールペン	上記共通基準に加え、芯が交換できること
OA フィルター（枠あり）	【以下の両方を満たすこと】 ・上記共通基準を満たすこと、または植物を原料とするプラスチックが使用されていること ・枠部は再生プラスチックが枠部全体重量比 50%以上使用されていること
スタンプ台、朱肉、ステープラー（汎用型）、連射式クリップ（本体）、事務用修正具（テープ）、ブックスタンド、OA クリーナー（ウェットタイプ）、メディアケース、絵筆、ファイル（紙製）、バインダー（紙製）、けい紙、起案用紙、ノート、タックラベル、インデックス、付箋紙、ごみ箱、リサイ	【主要材料が以下のいずれかを満たすこと】 ・再生プラスチック配合率 70%以上 ・古紙パルプ配合率 70%以上 ※メディアケースについては、スリムタイプ（厚さ 5mm 程度以下）であることや、植物を原料とするプラスチックも可

クルボックス、グラウンド用白線	※グラウンド用白線については、再生材料が70%以上
クラフトテープ、両面粘着紙テープ、事務用封筒（紙製）	・古紙パルプ配合率 40%以上
窓付き封筒（紙製）	【以下の両方を満たすこと】 ・古紙パルプ配合率 40%以上 ・窓部分のプラスチックフィルムは、再生プラスチック又は植物を原料とするプラスチックの使用
粘着テープ（布粘着）	・再生プラスチック配合率 40%以上
OHP フィルム	・再生プラスチック配合率 30%以上又は植物を原料とするプラスチックの使用
チョーク	・再生材料 10%以上
梱包用バンド	【主要材料が以下のいずれかを満たすこと】 ・古紙パルプ配合率 100% ・再生プラスチックが 25%以上
ダストブロー	・噴射剤にフロン類が使用されていないこと

<p>適合商品例（参考）</p> <p>⇒ 商品名称 <メーカー名></p> <p>※記載した商品以外にも適合商品はあります（適合商品の情報は 2017 年 12 月時点）。</p> <p>購入の際は『エコ商品ねっと』で検索の上、ご確認ください。<URL: http://www.gpn.jp/econet/></p>	
シャープペンシル	<p>シャープペンシル<パワーフィット> [PS-100B・D] <コクヨ></p>  <p>ノックスシャープ 100K エコフィール (NSE100K) <サクラクレパス></p>  <p>再生工場フェアライン P S シャープペンシル<セーラー万年筆></p>  <p>ジムメカ<ゼブラ></p>  <p>ビズノシャープペンシル SH-GB22/22X2<トンボ鉛筆></p> 
シャープペンシル替芯	シャープ替芯 0.5 SL-505A/ H,SL-505A/HB,SL-505A/B<オート>



ネオックス・グラファイト HRF3G-20 他<パイロットコーポレーション>



シン 5Q-200A<プラチナ万年筆>



Ain 替芯 シュタイン 0.5 C275<ぺんてる>



ユニ 0.5-212ND<三菱鉛筆>



ボールペン

トリプラス ボール・油性ボールペン<ステッドラー日本>

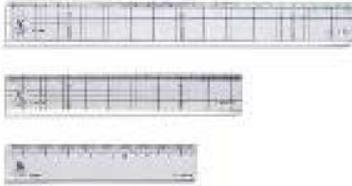
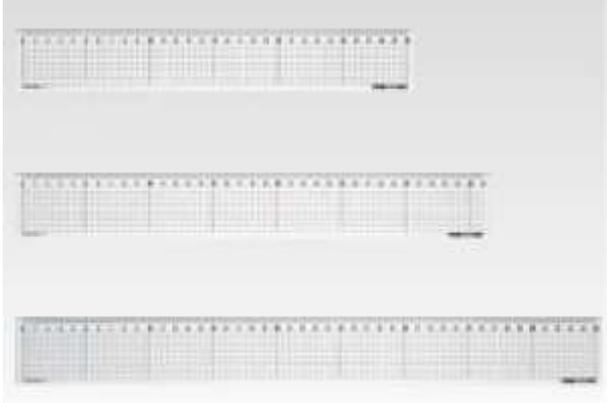


サラサクリップ ホワイト軸 0.5<ゼブラ>



再生工場フェアライン2クリップ (2色ボールペン) <セーラー万年筆>

	 <p>ビズノボールペン BC-GB22/22X2、白軸 BC-GBW12X2/W43X2 他<トンボ鉛筆></p>  <p>アクロボール150 (極細、細字、中字) BAB-15EF、15F、15M<パイロットコーポレーション></p> 
<p>マーキングペン</p>	<p>クラウンホワイトボードマーカーCR-BM12-B<クラウングループ></p>  <p>なまえマーカー [PM-N120D] <コクヨ></p>  <p>アートライン乾きまペン<シヤチハタ></p>  <p>マジックインキ No.500<寺西化学工業></p>  <p>・e ドットイーライン2 SLW10<ぺんてる></p>

	
<p>定規</p>	<p>再生アクリル定規 R C - 1 6 A ・ 2 0 A ・ 3 0 A c m <井上製作所></p>  <p>再生 P E T 定規セット AP034 <クツワ (株)></p>  <p>クラウン方眼直定規 C R - H R 3 0 R <クラウングループ></p>  <p>直線定規 <まなびすと> (再生 PET 樹脂製) [GY-GBA110B・P・GBA111B・P] <コクヨ></p>  <p>1 2 c m ミニ定規 <デビカ></p> 
<p>トレー</p>	<p>No.26E コイントレー <カール事務器></p>  <p>スタッキングトレー [DT-40NB・ND・NM 他] <コクヨ></p> <p>A-330K・A-332K・A-713 他デスクトレー (7品番) <LIHIT LAB.></p>  <p>クラウントレー C R - T R 5 1 - B</p>

	 <p>シストレー<セキセイ></p> 	<p>L<クラウングループ></p> 
<p>消しゴム</p>	<p>アーチ消しゴム 60、100<サクラレパス></p>  <p>レーダーS-60 S-100 等<シード></p>  <p>モノ 砂ラバー消しゴム ES-510A<トンゴ鉛筆></p> 	<p>フォームイレーザER-F6、F8、F10 他<パイロットコーポレーション></p>  <p>AIR-IN 消しゴム<プラス></p> 
<p>カッターナイフ</p>	<p>事務・軽作業用カッターナイフ 「eA-300」<エヌティー></p>  <p>リサイクルA型<オルファ></p>  <p>カッターナイフ（標準型・グリップ付き）[HA-7NB・ND]<コクヨ></p> 	<p>カッターナイフ CU-004<プラス></p>  <p>折らないカッター オランテ CU-300<プラス></p> 
<p>事務用修正具(液状)</p>	<p>ペン修正液 XEZL21-W<ぺんてる></p>	<p>修正ペン CLB-200EW<三菱鉛筆></p>

	<p>></p>  <p>ノック式修正ペン CLN-250<三菱鉛筆></p>  <p>修正液 XEZL1-W<ぺんてる></p> 	 <p>修正ペンスリム XZL7F<ぺんてる></p> <p>></p> 
<p>事務用修正具(テープ)</p>	<p>修正テープ<ケシピコ> [TW-134N・135N・136N]<コクヨ></p>  <p>ケシワードピーも交換テープ 4.2mm、5mm、6mm<シード></p> 	<p>スコッチ(R)修正テープ 微修正 交換式<スリーエム ジャパン></p>  <p>クルティア<ゼブラ></p>  <p>修正テープモノ CC CC4/5/6/8.4 <トンボ鉛筆></p> 
<p>のり(液状,補充用含む)</p>	<p>スーパーグルー液体のり SGE-30、50 他<パイロットコーポレーション></p>	<p>エコミュアラビックスタンダード E-NA-150、E-NA-150H 他<ヤマト></p>



アトフィスグルー A G 6 <不易糊工業>



カウネット スティックのり<カウネット>



クラウンスティックのり CR-ST10-W<クラウングループ>



のり(テープ)

テープのり<ドットライナー> (詰め替えタイプ) [タ-DM400N-08・DM401N-08・DM405-08 他]<ココヨ>



PITATA32 [GB-601C/R/B,他]<ゼネラル>



テープのりピットリトライ C/ピットパワー C/ピットタック C

正確テープのり tenori (TM) (てのり (TM)) <ニチバン>



テープグルー R <プラス>



	<p>PN-CRN/CP/CK<トンボ鉛筆></p> 	
<p>タックラベル</p>	<p>PPC 用 紙ラベル (共用タイプ) [KB-A140~A592]<コクヨ></p>  <p>ラベルシール [プリンタ兼用] 再生紙・ホワイト<スリーエムジャパン></p>  <p>貼ってはがせる名札 W-A4<デビカ></p> 	<p>マイタック (TM) リサイクルパンチラベル<ニチバン></p>  <p>エコノミー再生紙ラベル (ELG001、ELG006、ELG007 他) <ヒサゴ></p> 
<p>インデックス</p>	<p>タックインデックス (再生紙・リサイクル可能) [タ-E20NB 他]<コクヨ></p> 	<p>タックタイトル (再生紙・リサイクル可能) [タ-E70-21N・22N・24N・25N・27N]<コクヨ></p> 

	<p>マイタック (TM) リサイクルインデックス<ニチバン></p> 	<p>マイタック (TM) リサイクルインデックス ブンボックス (TM) <ニチバン></p> 
<p>付箋紙</p>	<p>カウネット ふせん<カウネット></p>  <p>再生紙ふせん<K2> レギュラーサイズ [K2メ-R7525B・G・P・W・Y、左記 同色 X20・4色混色 X20]<コクヨ></p>  <p>ポスト・イット(R) ポップアップふせん/ノート 詰替用 エコノパック (TM) 5001POP-Y/6541POP-Y <スリーエムジャパン></p> 	<p>ポイントメモ (TM) ビジネスパッケル<ニチバン></p>  <p>INFO NATURE PAGE MARKERS<プリントインフォームジャパン></p> 
<p>ファイル</p>	<p>エセルテ レバーアーチファイル<アコ・ブランズ・ジャパン></p>	<p>NEWパイプファイル<品番 NC68 他><キングジム></p>



P ファイル<アピカ>



カウネット パイプ式ファイル片開
<カウネット>



クラウン P P カラーインデックス C
R-1D-05 <クラウングループ
>



ノート

アピカ学習帳<アピカ>



キャンパス 再生紙ツインリングノ
ート [ス-TE110AN・TE220AN 他]
<コクヨ>



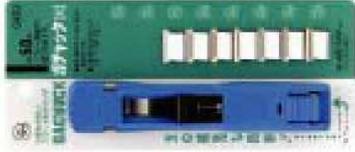
再生紙ノート ビグリー
ン NFE-421,422,423<パイロットコー
ポレーション>

ラインノート再生紙使用<プラス>



バナナペーパー リングノート<ミ
ヤザワ>



		
<p>連射式クリップ(本体)</p>	<p>3WAY ガチャック G3W-600/-BL(ブルー)・-CL(クリア)・-PK(ピンク)・-BK(ブラック) <オート></p>  <p>ワニクリップ [クリ-M83・M84・M85] <コクヨ></p>  <p>デュアルクリップ HK-55D<マックス></p> 	<p>ガチャック GM-400 (小)、GS-500 (中)、GL-600 (大) /アオ・チャコールグレー<オート></p>  <p>クリアーガチャック GM-400C(小)、GS-500C (中) <オート></p> 

3. 画像機器等（平成 30 年度グリーン購入法基本方針（環境省）では 4 番目）

参考となる環境ラベル等	
 エコマーク	 ENERGY STAR 国際エネルギースタープログラム
<p>※再生型機・部品リユース型機（コピー機）は、旧基準の国際エネルギースタープログラム適合をもって、グリーン購入法の判断の基準（消費電力に関する基準）を満たすこととなります。</p>	

対象分野・品目	調達基準
コピー機等 ・コピー機 ・複合機 ・拡張性のあるデジタルコピー機	【新造機】 ・国際エネルギースタープログラム適合（Ver.2.0） 【再生型機・部品リユース型機】 ・国際エネルギースタープログラム適合（平成 19 年 4 月以前の旧エネスタ基準）（経過措置）
プリンタ等 ・プリンタ ・プリンタ複合機	・国際エネルギースタープログラム適合（Ver.2.0）
ファクシミリ スキャナ	・国際エネルギースタープログラム適合（Ver.2.0）

参考となる環境ラベル等



エコマーク

プロジェクタ

1. 製品本体の重量が、下記の基準を満たすこと。

有効光束 (lm)	製品重量の基準		
	一般品	単焦点	超単焦点
2,500lm 未満	4.0kg 以下	4.8kg 以下	7.5kg 以下
2,500~4,000lm 未満	5.0kg 以下	6.0kg 以下	7.5kg 以下
4,000~5,000lm 未満	lm × 0.003kg 以下	lm × 0.0036kg 以下	lm × 0.0036kg 以下

※4,000~5,000lm 未満でランプ 2 個以上の場合は、10%の緩和措置。

2. 消費電力が、下記の基準以下であること。

有効光束 (lm)	消費電力の基準 (W)		
	一般品	高解像度 (WXGA 以上)	短焦点・超短焦点
2,500lm 未満	$0.085 \times \text{lm} + 80$	$0.085 \times \text{lm} \times 1.1 + 80$	$0.085 \times \text{lm} \times 1/\cos \theta + 80$
2,500~5,000lm 未満	$0.077 \times \text{lm} + 80$	$0.077 \times \text{lm} \times 1.1 + 80$	$0.077 \times \text{lm} \times 1/\cos \theta + 80$

※ランプ 2 個以上の場合は、50%の緩和措置。※ $1/\cos \theta$ は最大で 1.3 とする。

3. 待機時消費電力が 0.5W 以下 (ネットワーク待機時は適用外)。

4. 光源ランプに水銀を使用している場合は、次の要件を満たすこと。

ア. 水銀の使用及び適切な廃棄方法等に関する情報提供がなされていること。

イ. 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。

5. 保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後 5 年以上

6. 特定の化学物質が含有率基準値以下 (グリーンマーク表示)

参考となる環境ラベル等



エコマーク



E&Q マーク (リサイクルトナーカートリッジ)

トナーカートリッジ
インクカートリッジ

- ・使用済カートリッジの回収システムがあること。
- ・回収部品の再使用・マテリアルリサイクル率が下記の基準を満たすこと。
 - ア. トナーカートリッジ：50%以上
 - イ. インクカートリッジ：25%以上
- 3. 回収部品の再資源化率が95%以上であること。
- 4. 回収部品のうち、再利用できない部分は減量化等した上で適正処理され、単純埋立されないこと。
- 5. トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。
- 6. 特定調達物品の使用が可能であること。
- 7. 感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を含まないこと（トナーのみ）。

適合商品例（参考）

⇒ 商品名称 <メーカー名>

※記載した商品以外にも適合商品はあります（適合商品の情報は2017年12月時点）。

購入の際は『エコ商品ねっと』で検索の上、ご確認ください。<URL: <http://www.gpn.jp/econet/>>

コピー機

FC280<キヤノン>



bizhub 1830<コニカミノルタ>



AR-N182FG<シャープ>



e-STUDIO2000AC<東芝テック>



bizhub C227<コニカミノルタ>



<p>プリンタ</p>	<p>EP-710A<セイコーエプソン></p>  <p>HP Officejet 150 Mobile AiO<日本 HP></p>  <p>PIXUS MG3630 WHITE<キヤノン></p> 	<p>カラーインクジェットプロッタ・ RJ-900X<武藤工業></p>  <p>FUJITSU Printer XL-9321<富士通></p> 
<p>ファクシミリ</p>	<p>キヤノファクス L250<キヤノン></p>  <p>VP-930R<セイコーエプソン></p>  <p>DCP-7060D<ブラザー工業></p> 	<p>HP Color LaserJet CM6040f MFP<日本 HP></p>  <p>Color Printia LASER XL-C2340<富士通></p> 
<p>トナーカートリッジ</p>	<p>646X 黒 HP トナーカートリッジ (CM4540) <日本 HP></p>	<p>magicolor1600 シリーズ トナーカートリッジ (イエロー) <コニカミノルタ></p>



EPカートリッジ PR-L2300-11<NEC>



EP-25 トナーカートリッジ<キャノン>



LP1500ETC シリーズ<セイコーエプソン>



インクカートリッジ

HP 761 インク 400ml イエロー<日本 HP>



HP (ヒューレット・パカード) 型番 CB304A 互換品/エコリカ型番 ECI-HP110C-V (3色カラー) リサイクルインクカートリッジ<エコリカ>



リサイクルインク BC-310 用[型番 EC310-BK] / BC-311 用 [型番 EC311-CL]<エネックス>



BCI-370PGBK<キャノン>



JIT-AE75C<ジット>



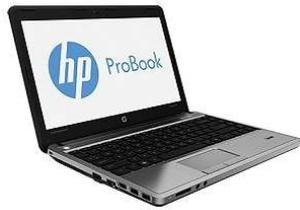
4. 電子計算機（平成 30 年度グリーン購入法基本方針（環境省）では 5 番目）

参考となる環境ラベル等		
【パソコン・ディスプレイ・記録用メディア】  エコマーク	【ディスプレイ】  ENERGY STAR 国際エネルギースタープログラム	【磁気ディスク装置】  省エネラベル（緑色）

対象分野・品目	調達基準
パソコン	1. エネルギー消費効率が、ア又はイのいずれかを満たすこと。 【サーバ型電子計算機】 ア. 省エネ法に基づくエネルギー基準達成率が 180%以上（専用 CISC は 100%）であること。 イ. 国際エネルギースタープログラム（Ver.6.0 以上） 【クライアント型電子計算機】 ア. 省エネ法に基づくエネルギー基準達成率が 200%以上 イ. 国際エネルギースタープログラム（Ver.6.0 以上） 2. 特定の化学物質が含有率基準値以下（グリーンマーク表示） 3. 搭載機器・機能の簡素化がなされていること（一般行政事務用ノート PC に適用）。
磁気ディスク装置	省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率 100%以上
ディスプレイ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際エネルギースタープログラム基準適合（Ver.7.0） ・ 特定の化学物質が含有率基準値以下（グリーンマーク表示） ・ 動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に復帰
記録用メディア	【次のいずれかを満たすこと】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上 ・ 古紙パルプ配合率 70%以上

適合商品例（参考） ⇒ 商品名称 <メーカー名> ※記載した商品以外にも適合商品はあります（適合商品の情報は 2017 年 12 月時点）。 購入の際は『エコ商品ねっと』で検索の上、ご確認ください。<URL: http://www.gpn.jp/econet/ >		
パソコン	LAVIE Note NEXT NX850/JAB< NEC パーソナルコンピュータ> 	MousePro-NB390LE<マウスコン ピュータ> 

HP ProBook 4340s Notebook PC <
日本 HP >



XZ6 シリーズ CF-XZ6PDAPR <パ
ナソニック >



LIFEBOOK AH53/B3 FMVA53B3*
<富士通クライアントコンピューテ
ィング >



Endeavor Pro5800 <エプソンダイ
レクト >



5. 照明（平成 30 年度グリーン購入法基本方針（環境省）では 11 番目）

参考となる環境ラベル等
【卓上スタンド、電球形蛍光ランプ】  省エネラベル（緑色）

LED 照明器具	1. 固有エネルギー消費効率が下記の基準を満たすこと。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">光源色</th> <th style="text-align: center;">固有エネルギー消費効率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">昼光色 (D)・昼白色 (N)・白色 (W)</td> <td style="text-align: center;">110 lm/W 以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">温白色 (WW)・電球色 (L)</td> <td style="text-align: center;">75 lm/W 以上</td> </tr> </tbody> </table>	光源色	固有エネルギー消費効率	昼光色 (D)・昼白色 (N)・白色 (W)	110 lm/W 以上	温白色 (WW)・電球色 (L)	75 lm/W 以上
光源色	固有エネルギー消費効率						
昼光色 (D)・昼白色 (N)・白色 (W)	110 lm/W 以上						
温白色 (WW)・電球色 (L)	75 lm/W 以上						
LED を光源とした内照式表示灯	1. 定格寿命が 30,000 時間以上であること。 2. 特定の化学物質が含有率基準値以下（グリーンマーク表示）						

参考となる環境ラベル等	
【電球形 LED ランプ】  エコマーク	【電球形蛍光ランプ】  省エネラベル（緑色）

蛍光ランプ 直管形蛍光ランプ（40 形）	区分 高周波点灯専用形（インバータ）（Hf）	ランプ効率 100 lm/W 以上	その他の基準 ・ Ra80 以上 ・ 定格寿命 10,000 時間以上 ・ 管径 25.5mm（±1.2）以下 ・ 水銀封入量が 5mg 以下
	ラピッドスタート形 スタータ形	85 lm/W 以上	・ Ra80 以上 ・ 定格寿命 10,000 時間以上 ・ 管径 32.5mm（±1.5）以下 ・ 水銀封入量が 5mg 以下
電球形形状のランプ （電球形 LED ランプ）	区分 昼光色、昼白色、白色	ランプ効率 80 lm/W 以上	その他の基準 ・ Ra70 以上 ・ 定格寿命 40,000 時間以上
	温白色、電球色	70 lm/W 以上	
	ビーム開き 90 度未満 の反射形	50 lm/W 以上	・ Ra70 以上 ・ 定格寿命 30,000 時間以上
* 調光・調色対応ランプは基準値（最大消費電力時）から 5 lm/W 緩和。			
電球形形状のランプ （電球形蛍光ランプ）	 <ul style="list-style-type: none"> 省エネラベル（緑色） 定格寿命 6,000 時間以上 水銀封入量 4mg 以下 		
電球形形状のランプ（その他）	1. ランプ効率が 50lm/W 以上 2. 定格寿命が 6,000 時間以上		

適合商品例（参考） ⇒ 商品名称 <メーカー名> ※記載した商品以外にも適合商品はあります（適合商品の情報は 2017 年 12 月時点）。 購入の際は『エコ商品ねっと』で検索の上、ご確認ください。<URL: http://www.gpn.jp/econet/ >		
蛍光ランプ（直管形）	天井照明用 Hf 蛍光ランプ省ライン、FHN22EL30/1200<プリンス電機>  トップスター FHF32EX-N-JG<ジ>	天井照明用 Hf 蛍光ランプ 省ライン、FHN22EW/1200<プリンス電機> 

	<p>エイ・リライツ></p>  <p>天井照明用 Hf 蛍光ランプ 省ライン 紫外線吸収膜付飛散防止形、FHN22EN/1200・PNU<プリンス電機></p> 	<p>天井照明用 Hf 蛍光ランプ 省ライン、FHN22EWW/1200<プリンス電機></p> 
<p>電球形状のランプ</p>	<p>BL04-J-NE17(D135)<東部ライテック></p>  <p>LDA4L-E17-G/V4(LED 一般電球タイプ口金 E17 電球色 4w 440lm 全般配光形 1 個)<三菱ケミカルメディア></p>  <p>LED 電球 全方向タイプ 一般電球 60 形 8.0W [調光器対応タイプ] LDA8L-G/60/D/S-A<三菱電機照明></p> 	<p>BL06-J-NE26(D130)<東部ライテック></p>  <p>LDG12D-G/VP2(LED 一般電球タイプ 口金 E26 ボール電球 昼光色 12w 1340lm 全般配光形 1 個)<三菱ケミカルメディア></p> 

6. 自動車等（平成 30 年度グリーン購入法基本方針（環境省）では 12 番目）

対象分野・品目	調達基準	参考となる環境ラベル等
<p>自動車 乗用車 (乗客定員が 10 人以下の乗用車)</p>	<p>1. 下記に掲げる次世代自動車であること。 ●電気自動車●天然ガス自動車●ハイブリッド自動車●プラグインハイブリッド自動車●燃料電池自動車●水素自動車●クリーンディーゼル自動車（乗車定員 10 人以下の乗用自動車に限る） ※ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車は燃費基準適合であること</p> <p>2. ガソリン車、ディーゼル車（クリーンディーゼル自動車を除く）、LP ガス車については、燃費基準及び排出ガス基準を満たすこと。 ※ディーゼル車は燃費基準のみ</p>	<p> 平成 32 年燃費基準適合</p> <p>低排出ガス認定車のうち</p> <p> 平成 17 年基準 75%低減レベル</p> <p> 平成 30 年基準 50%低減レベル</p> <p> 平成 30 年基準 5%低減レベル</p>
<p>乗用車 (乗客店員が 11 人以上の乗用車)</p>		<p> 平成 27 年燃費基準適合</p> <p>低排出ガス認定車のうち</p> <p> 平成 17 年基準 75%低減レベル</p> <p> 平成 30 年基準 50%低減レベル</p> <p> 平成 30 年基準 75%低減レベル</p>
<p>ETC 対応車載器</p>	<p>ノンストップ自動車料金支払いシステム</p>	

	(ETC) に対応し、自動車に取り付け、有料道路の料金所に設置されたアンテナとの間で無線通信により車両や通行料金等に関する情報のやり取りを行う装置であること。	
カーナビゲーションシステム	走行中の自動車の運転者に対して、次に示す情報を車載の画面に表示あるいは音声により案内して知らせる機能が搭載されていること。 ・走行中の自動車の現在位置・進行方向 ・周辺の道路交通状況に関する現在情報	
乗用車用タイヤ	・転がり抵抗係数が 9.0 以下かつウェットグリップ性能が 110 以上。 ・スパイクタイヤでないこと。	 <p>低燃費タイヤ統一マーク</p>
2 サイクルエンジン油	・生分解度が 28 日以内で 60%以上。 ・魚類による急性毒性試験の 96 時間 LC50 値が 100mg/L 以上。	 <p>エコマーク</p>

<p>適合商品例（参考） ⇒ 商品名称 <メーカー名> ※記載した商品以外にも適合商品はあります（適合商品の情報は 2017 年 12 月時点）。 購入の際は『エコ商品ねっと』で検索の上、ご確認ください。<URL: http://www.gpn.jp/econet/></p>		
自動車	<p>エブリイ PA/GA (2WD・5AGS) <スズキ></p>  <p>サンバー バン (V B クリーン スマートアシスト) <SUBARU></p>  <p>ハイゼットカーゴ <ダイハツ></p> 	<p>スクラム バン (PA/PA スペシャル、5AGS) <マツダ></p>  <p>MIRAI [ZBA-JPD10] <トヨタ></p>  <p>CLARITY FUEL CELL [ZBA-ZC4] <ホンダ></p>  <p>CLARITY FUEL CELL 2016.03.10</p>

グリーン購入対象物品 ～調査対象外分野～

1. オフィス家具（平成 30 年度グリーン購入法基本方針（環境省）では 3 番目）

参考となる環境ラベル等	
 エコマーク	 グリーンマーク

対象分野・品目	調達基準
いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	<p>【共通基準】</p> <p><全品目（材料にかかわらず）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保守部品又は消耗品は製造終了後 5 年以上供給 <p><主要材料がプラスチックの場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生プラスチックがプラスチック重量比 10%以上 <p><主要材料が木材の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・間伐材、端材等の再生資源又は合法材 <p>・ホルムアルデヒドの放散速度が 0.02mg/m²h 以下（F☆☆以上）</p> <p><主要材料が紙の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・古紙パルプ配合率 50%以上 ・バージンパルプの合法性の担保
大部分の材料が金属類（95%以上）の棚・収納用什器	<p>【以下の全てを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・棚板の機能重量が 0.1 以下 ・単一素材分解可能率が 85%以上 ・リデュース、リサイクルに配慮された設計がされていること <p>※金属製品以外は、共通基準を満たすこと。</p> <p>※機能重量及び単一素材分解可能率の計算式、リデュース、リサイクルに配慮された設計の内容は、グリーン購入法基本方針に準じる。</p>

2. オフィス機器（平成 30 年度グリーン購入法基本方針（環境省）では 6 番目）

対象分野・品目	調達基準	参考となる環境ラベル等
シュレッダー	<ul style="list-style-type: none"> ・待機時消費電力 1.5W 以下 ・低電力モード又はオフモードへの移行時間は 10 分以下 	 エコマーク
デジタル印刷機	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費効率の基準を満たす ・紙類の判断の基準を満たした用紙の使用が可能 	
掛時計	<p>【次のいずれかの基準を満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽電池式（蓄電機能付で一次電池不要） ・太陽電池及び一次電池使用で一次電池が 5 年以上使用可能 ・一次電池が 5 年以上使用可能 	
電子式卓上計算機	<ul style="list-style-type: none"> ・使用電力の 50%以上が太陽電池から供給されるもの ・再生プラスチック配合率 40%以上 	
一次電池又は小形充電式電池 （単 1～単 4 形）	<ul style="list-style-type: none"> ・一次電池はアルカリ相当以上（マンガン電池でないもの） ・小形充電式電池は充電式のニッケル水素電池等 	 JIS マーク（アルカリ乾電池の場合）

3. 携帯電話（平成 30 年度グリーン購入法基本方針（環境省）では 7 番目）

参考となる環境ラベル等


対象分野・品目	調達基準
携帯電話 PHS	<ol style="list-style-type: none"> 1. ア又はイのいずれかを満たしていること ア. 搭載機器・機能の簡素化（通話及びメール機能等に限定） イ. アプリケーションのバージョンアップが可能 2. 環境配慮設計の実施及びその内容のウェブサイト等への公表 3. 回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること 4. 再使用又は再生利用できない部分は適正処理されること 5. バッテリー等の消耗品の修理システム（部品を 6 年以上保有）があること 6. 特定の化学物質が含有率基準値以下（グリーンマーク表示）
スマートフォン	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境配慮設計の実施及びその内容のウェブサイト等への公表 2. 回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること 3. 再使用又は再生利用できない部分は適正処理されること 4. バッテリー等の消耗品の修理システム（部品を 6 年以上 5. 保有※）があること ※スマートフォンについては、当面の間、消耗部品等の保有期限を 3 年以上で可とする。 6. 特定の化学物質が含有率基準値以下（グリーンマーク表示）

4. 家電製品（平成 30 年度グリーン購入法基本方針（環境省）では 8 番目）

参考となる環境ラベル等		
【電気冷蔵庫等・テレビ・電気便座】  統一省エネラベル（4つ星以上）	【テレビ】  エコマーク	【電子レンジ】  省エネラベル（緑色）

対象分野・品目	調達基準
電気冷蔵庫等	<ul style="list-style-type: none"> 統一省エネラベル「☆☆☆☆」又は「☆☆☆☆☆」（電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫は省エネ基準達成率 86%以上、電気冷凍庫は省エネ基準達成率 90%以上）。
テレビ	<ul style="list-style-type: none"> 統一省エネラベル「☆☆☆☆」又は「☆☆☆☆☆」（省エネ基準達成率 198%以上）。 ※39V 型以下は経過措置適用（省エネ基準達成率 149%以上（☆☆☆☆で可））
電気便座	<ul style="list-style-type: none"> 統一省エネラベル「☆☆☆☆」又は「☆☆☆☆☆」（省エネ基準達成率 159%以上）
電子レンジ	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ基準達成率 100%以上

5. エアコンディショナー等（平成30年度グリーン購入法基本方針（環境省）では9番目）

参考となる環境ラベル等		
<p>【家庭用エアコン】</p>  <p>統一省エネラベル（4つ星以上）</p>	<p>【ガスヒートポンプ式冷暖房機】</p>  <p>JIS マーク</p> <p>* JIS 規格適合機種のうち、 APFp1.07 以上が適合</p>	<p>【ストーブ】</p>  <p>省エネラベル（緑色）</p>

対象分野・品目	調達基準											
<p>エアコンディショナー</p>	<p>1. 表の区分ごとの基準エネルギー消費効率を満たすこと。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>冷房能力</th> <th>基準エネルギー消費効率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭用エアコン（直吹形で壁掛け形のもの）</td> <td>4.0kW 以下</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">  統一省エネラベル（4つ星以上） </td> </tr> <tr> <td>上記以外の家庭用エアコン</td> <td>4.0kW～28kW 以下</td> </tr> <tr> <td>業務用エアコン</td> <td>50.4kW 以下</td> <td>グリーン購入法基本方針 表 3 の区分ごとの数値の 88%以上</td> </tr> </tbody> </table>	区分	冷房能力	基準エネルギー消費効率	家庭用エアコン（直吹形で壁掛け形のもの）	4.0kW 以下	 統一省エネラベル（4つ星以上）	上記以外の家庭用エアコン	4.0kW～28kW 以下	業務用エアコン	50.4kW 以下	グリーン購入法基本方針 表 3 の区分ごとの数値の 88%以上
	区分	冷房能力	基準エネルギー消費効率									
	家庭用エアコン（直吹形で壁掛け形のもの）	4.0kW 以下	 統一省エネラベル（4つ星以上）									
	上記以外の家庭用エアコン	4.0kW～28kW 以下										
業務用エアコン	50.4kW 以下	グリーン購入法基本方針 表 3 の区分ごとの数値の 88%以上										
<p>2. 家庭用のエアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は 750 以下。</p>												
<p>3. オゾン層破壊物質が使用されていないこと。</p>												
<p>4. 特定の化学物質が含有率基準値以下（グリーンマーク表示）</p>												
<p>ガスヒートポンプ式冷暖房機</p>	<p>1. 期間成績係数が 1.07 以上</p> <p>2. オゾン層破壊物質不使用</p>											
<p>ストーブ</p>	<p>・省エネ基準達成率 100%以上</p>											

6. 温水器等（平成 30 年度グリーン購入法基本方針（環境省）では 10 番目）

対象分野・品目	調達基準	参考となる環境ラベル等
ヒートポンプ式電気給湯器	【家庭用】 1. 省エネ基準達成率 100%以上 2. ノンフロン 【業務用】 ・ 成績係数が 3.50 以上	 省エネラベル（緑色）
ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器	・ 省エネ基準達成率 100%以上	

7. 消火器（平成 30 年度グリーン購入法基本方針（環境省）では 13 番目）

対象分野・品目	調達基準	参考となる環境ラベル等
消火器	・ 消火薬剤の 40%以上が再生薬剤 ・ 廃消火器の回収システムがあり、適正処理されるシステムがある	 エコマーク

8. 制服・作業服（平成 30 年度グリーン購入法基本方針（環境省）では 14 番目）

参考となる環境ラベル等		
 エコマーク	 エコ・ユニフォームマーク	 PETボトル 再利用品 PET ボトルリサイクル推奨マーク（再生 PET 樹脂 25%以上）

対象分野・品目	調達基準
制服 作業服	・ 再生 PET 樹脂配合率が 25%以上（裏生地を除く）
帽子	・ 再生 PET 樹脂配合率が 25%以上
靴	・ 再生 PET 樹脂配合率が甲材繊維重量比 25%以上

9. インテリア及び寝装寝具（平成 30 年度グリーン購入法基本方針（環境省）では 15 番目）

参考となる環境ラベル等		
<p>【カーテン・布製ブラインド】</p>  <p>エコマーク</p>  <p>PETボトル 再利用品</p> <p>PET ボトルリサイクル推奨 マーク（再生 PET 樹脂 25%以上）</p>	<p>【ベッドフレーム】</p>  <p>フレームマーク</p>	<p>【マットレス】</p>  <p>衛生 マットレス</p> <p>全日本ベッド工業会</p> <p>衛生マットレス</p>

対象分野・品目	調達基準									
カーテン 布製ブラインド	・再生 PET 樹脂配合率が 25%以上									
金属製ブラインド	<table border="1"> <thead> <tr> <th>明度 L*値</th> <th>日射反射率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70.0 以下</td> <td>40.0%以上</td> </tr> <tr> <td>70.0 ～80.0 以下</td> <td>50.0%以上</td> </tr> <tr> <td>80.0 以上</td> <td>60.0%以上</td> </tr> </tbody> </table>	明度 L*値	日射反射率	70.0 以下	40.0%以上	70.0 ～80.0 以下	50.0%以上	80.0 以上	60.0%以上	<p>※日射反射率の測定及び算出方法は、JIS R 3106、明度 L*の測定及び算出方法は、JISZ 8781-4 にそれぞれ準ずるものとする。</p>
明度 L*値	日射反射率									
70.0 以下	40.0%以上									
70.0 ～80.0 以下	50.0%以上									
80.0 以上	60.0%以上									
タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん	・未利用繊維、故繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が 25%以上									
ニードルパンチカーペット	・未利用繊維、故繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が 25%以上									
毛布 ふとん	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再使用した詰物が 80%以上（ふとんのみに適用） ・再生 PET 樹脂配合率が 25%以上 <p>※ポリエステルが繊維部分の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比 10%かつ、ポリエステル繊維重量比 50%以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生 PET 樹脂配合率が 10%以上かつ回収システムの保有 									
ベッドフレーム	<p><主要材料がプラスチックの場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生プラスチックがプラスチック重量比 10%以上 <p><主要材料が木材の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・間伐材、端材等の再生資源又は合法材 ・ホルムアルデヒドの放散速度が 0.02mg/m² h 以下（F☆☆以上） <p><主要材料が紙の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・古紙パルプ配合率 50%以上 ・バージンパルプの合法性の担保 									

マットレス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれかを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ・ 詰物の再生 PET 樹脂配合率が 25%以上 ・ 故繊維から得られるポリエステル繊維が 10%以上 ・ 植物を原料とする合成繊維が 25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上 ・ フェルトに使用される繊維は未利用繊維又は反毛繊維 ・ ホルムアルデヒドの放出量が 75ppm 以下 ・ フロン類不使用
--------------	---

10. 作業手袋（平成 30 年度グリーン購入法基本方針（環境省）では 16 番目）

対象分野・品目	調達基準	参考となる環境ラベル等
作業手袋	1. 再生 PET 樹脂配合率が 50%以上	 エコマーク

11. その他繊維製品（平成 30 年度グリーン購入法基本方針（環境省）では 17 番目）

参考となる環境ラベル等	
 エコマーク	 PETボトル 再利用品 PET ボトルリサイクル推奨マーク （再生 PET 樹脂 25%以上）

対象分野・品目	調達基準
集会用テント	1. 再生 PET 樹脂配合率が 25%以上
ブルーシート	1. 再生ポリエチレンが 50%以上
防球ネット	1. 再生 PET 樹脂配合率が 25%以上
旗 のぼり 幕（横断幕、懸垂幕）	1. 再生 PET 樹脂配合率が 25%以上
モップ	【次のいずれかを満たすこと】 <ol style="list-style-type: none"> 1. 未利用繊維、リサイクル繊維、その他の再生材料の合計が 25%以上 2. 製品使用後の回収及び再使用のためのシステムの保有

12. 設備（平成 30 年度グリーン購入法基本方針（環境省）では 18 番目）

参考となる環境ラベル等		
【太陽熱利用システム・生ごみ処理機・節水機器】	【太陽熱利用システム】	【日射調整フィルム】
 エコマーク	 JIS マーク（集熱量の基準について）	 グリーン購入法適合 エコ 日本ウィンドウフィルム工業会 グリーン購入法適合ウインドウフィルム ロゴマーク

対象分野・品目	調達基準								
太陽光発電システム	1. 太陽電池モジュールのセル実効変換効率が、次の区分ごとの基準値以上 <table border="1" data-bbox="566 672 1173 873"> <tbody> <tr> <td>シリコン単結晶系太陽電池</td> <td>16.0%</td> </tr> <tr> <td>シリコン多結晶系太陽電池</td> <td>15.0%</td> </tr> <tr> <td>シリコン薄膜系太陽電池</td> <td>8.5%</td> </tr> <tr> <td>化合物系太陽電池</td> <td>12.0%</td> </tr> </tbody> </table> 2. 太陽電池モジュール・付属機器の維持・管理等に必要な情報の開示 3. 発電電力量等が確認できること 4. 太陽電池モジュールは公称最大出力の 80%以上を最低 10 年間維持するよう設計・製造 5. パワーコンディショナの負荷効率が出荷時の効率の 90%以上を 5 年以上維持するよう設計・製造 6. 太陽電池モジュールに係るエネルギーペイバックタイムが 3 年以内	シリコン単結晶系太陽電池	16.0%	シリコン多結晶系太陽電池	15.0%	シリコン薄膜系太陽電池	8.5%	化合物系太陽電池	12.0%
シリコン単結晶系太陽電池	16.0%								
シリコン多結晶系太陽電池	15.0%								
シリコン薄膜系太陽電池	8.5%								
化合物系太陽電池	12.0%								
太陽熱利用システム	1. 集熱器の集熱量が 8,372kJ/（㎡・日）以上 2. 集熱器及び周辺機器に関する必要な情報の開示								
燃料電池	・商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すもの								
生ゴミ処理機	・バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ゴミの減容及び減量等を行う機器								
エネルギー管理システム	・建物内で使用する電力等のエネルギーを、受入、変換・搬送及び消費の各ポイントにおいて用途別・設備機器別等で計測することにより、導入拠点において可視化できるシステムであること。								

<p>節水機器</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電気を使用しないこと。 ・吐水口装着型にあっては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。以下の基準を満たすこと。 <table border="1" data-bbox="488 342 1426 1317"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>条件等</th> <th>吐水流量等の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">節水コマ</td> <td>ハンドル開度 120°</td> <td>20%超 70%以下の吐水流量 (普通コマとの比較)</td> </tr> <tr> <td>ハンドル全開</td> <td>70%以上 (普通コマとの比較)</td> </tr> <tr> <td>定流量弁</td> <td>ハンドル全開 水圧 0.1~0.7MPa 以下</td> <td>適正吐水流量 5~8L/分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">泡沫キャップ</td> <td>ハンドル全開 水圧 0.1~0.7MPa 以下</td> <td>80%以下 (泡沫キャップなし同型との比較)</td> </tr> <tr> <td>ハンドル全開 水圧 0.1MPa</td> <td>5L/分以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流量調整弁</td> <td>ハンドル全開 水圧 0.1~0.7MPa 以下</td> <td>80%以下 (流量調整弁なしの同型との比較)</td> </tr> <tr> <td>ハンドル全開 水圧 0.1MPa</td> <td>洗面所 : 5L/分 台所・調理場 : 5L/分 シャワー : 8L/分</td> </tr> <tr> <td>手元止水機能付水栓</td> <td>吐水切換機能、流量及び温度の調節機能と独立してボタンやセンサなどのスイッチがある</td> <td>使用者がボタンやセンサなどのスイッチで吐水及び止水操作が可能</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小流量止水機能付水栓</td> <td>流水中に空気を混入させる構造ではない製品</td> <td>シャワーヘッドの吐水力 0.6N 以上</td> </tr> <tr> <td>流水中に空気を混入させる構造の製品</td> <td>シャワーヘッドの吐水力 0.55N 以上</td> </tr> </tbody> </table>	種類	条件等	吐水流量等の基準	節水コマ	ハンドル開度 120°	20%超 70%以下の吐水流量 (普通コマとの比較)	ハンドル全開	70%以上 (普通コマとの比較)	定流量弁	ハンドル全開 水圧 0.1~0.7MPa 以下	適正吐水流量 5~8L/分	泡沫キャップ	ハンドル全開 水圧 0.1~0.7MPa 以下	80%以下 (泡沫キャップなし同型との比較)	ハンドル全開 水圧 0.1MPa	5L/分以上	流量調整弁	ハンドル全開 水圧 0.1~0.7MPa 以下	80%以下 (流量調整弁なしの同型との比較)	ハンドル全開 水圧 0.1MPa	洗面所 : 5L/分 台所・調理場 : 5L/分 シャワー : 8L/分	手元止水機能付水栓	吐水切換機能、流量及び温度の調節機能と独立してボタンやセンサなどのスイッチがある	使用者がボタンやセンサなどのスイッチで吐水及び止水操作が可能	小流量止水機能付水栓	流水中に空気を混入させる構造ではない製品	シャワーヘッドの吐水力 0.6N 以上	流水中に空気を混入させる構造の製品	シャワーヘッドの吐水力 0.55N 以上
種類	条件等	吐水流量等の基準																												
節水コマ	ハンドル開度 120°	20%超 70%以下の吐水流量 (普通コマとの比較)																												
	ハンドル全開	70%以上 (普通コマとの比較)																												
定流量弁	ハンドル全開 水圧 0.1~0.7MPa 以下	適正吐水流量 5~8L/分																												
泡沫キャップ	ハンドル全開 水圧 0.1~0.7MPa 以下	80%以下 (泡沫キャップなし同型との比較)																												
	ハンドル全開 水圧 0.1MPa	5L/分以上																												
流量調整弁	ハンドル全開 水圧 0.1~0.7MPa 以下	80%以下 (流量調整弁なしの同型との比較)																												
	ハンドル全開 水圧 0.1MPa	洗面所 : 5L/分 台所・調理場 : 5L/分 シャワー : 8L/分																												
手元止水機能付水栓	吐水切換機能、流量及び温度の調節機能と独立してボタンやセンサなどのスイッチがある	使用者がボタンやセンサなどのスイッチで吐水及び止水操作が可能																												
小流量止水機能付水栓	流水中に空気を混入させる構造ではない製品	シャワーヘッドの吐水力 0.6N 以上																												
	流水中に空気を混入させる構造の製品	シャワーヘッドの吐水力 0.55N 以上																												
<p>日射調整フィルム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遮蔽係数 0.7 未満かつ可視光線透過率 10%以上 ※可視光線透過率 70%以上の場合は、遮蔽係数 0.8 未満で可 ・熱貫流率 5.9W/m²・K 未満 ・日射調整性能について、適切な耐候性が確認されている ・貼付前後の環境負荷低減が確認されている ・上記について、ウェブサイト等により容易に確認できる、又は第三者により客観的な立場から審査されている ・適切な施工に関する情報の開示 																													

13. 災害備蓄用品（平成 30 年度グリーン購入法基本方針（環境省）では 19 番目）

参考となる環境ラベル等	
【毛布、作業手袋、テント、ブルーシート】	
 エコマーク	 PET ボトル 再利用品
PET ボトルリサイクル推奨マーク（再生 PET 樹脂 25%以上）	

対象分野・品目	調達基準																							
ペットボトル飲料水	<ul style="list-style-type: none"> 賞味期限が 5 年以上 名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造社名等の記載 																							
アルファ化米・保存パン・乾パン	<ul style="list-style-type: none"> 賞味期限が 5 年以上（缶詰は経過措置適用により 3 年以上） 名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造社名等の記載 																							
レトルト食品等	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> 賞味期限が 5 年以上 賞味期限が 3 年以上かつ容器等の回収 名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造社名等の記載 																							
栄養調整食品 フリーズドライ食品	<ul style="list-style-type: none"> 賞味期限が 3 年以上 名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造社名等の記載 																							
毛布、作業手袋、テント、ブルーシート	※インテリア寝装寝具、作業手袋、その他繊維製品の項を参照																							
一次電池（単 1 形～単 4 形）	<ul style="list-style-type: none"> アルカリ相当以上のもの（マンガン電池でないもの）（JIS マーク製品） 使用推奨期限が 5 年以上 																							
非常用携帯燃料	<ul style="list-style-type: none"> 品質保証期限が 5 年以上 名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法及び製造社名等の記載 																							
携帯発電機	<ul style="list-style-type: none"> 排出ガスがエンジンの種別ごとの下記の基準値以下 <ul style="list-style-type: none"> ア. ガソリンエンジンを搭載する発電機（天然ガス又は LP ガスを燃料として使用するものを含む。） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">排気量の区分</th> <th colspan="2">排出ガス基準値 (g/kWh)</th> </tr> <tr> <th>HC+NOx</th> <th>CO</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>66cc 未満</td> <td>50</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">610</td> </tr> <tr> <td>66cc 以上 100cc 未満</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>100cc 以上 225cc 未満</td> <td>16.1</td> </tr> <tr> <td>225cc 以上</td> <td>12.1</td> </tr> </tbody> </table> イ. ディーゼルエンジンを搭載する発電機 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="3">排出ガス基準値 (g/kWh)</th> </tr> <tr> <th>NMHC+NOx</th> <th>CO</th> <th>PM</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5</td> <td>8</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table> 騒音レベルが 98 デシベル以下 	排気量の区分	排出ガス基準値 (g/kWh)		HC+NOx	CO	66cc 未満	50	610	66cc 以上 100cc 未満	40	100cc 以上 225cc 未満	16.1	225cc 以上	12.1	排出ガス基準値 (g/kWh)			NMHC+NOx	CO	PM	7.5	8	0.4
排気量の区分	排出ガス基準値 (g/kWh)																							
	HC+NOx	CO																						
66cc 未満	50	610																						
66cc 以上 100cc 未満	40																							
100cc 以上 225cc 未満	16.1																							
225cc 以上	12.1																							
排出ガス基準値 (g/kWh)																								
NMHC+NOx	CO	PM																						
7.5	8	0.4																						

	<ul style="list-style-type: none">・連続運転可能時間が3時間以上（カセットボンベ型は1時間以上）
非常用携帯電源	<ul style="list-style-type: none">・電気容量が100Wh以上であること・保証期間または使用推奨期限が5年以上であること

14. 公共工事（平成30年度グリーン購入法基本方針（環境省）では20番目）

【資材】

	対象分野・品目	調達基準
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	・建設汚泥から再生された処理土であること。
	土工用水砕スラグ	・天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土工用材料であること。
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	・ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができる銅スラグであること。
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	・ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができるフェロニッケルスラグであること。
	地盤改良用製鋼スラグ	・サンドコンパクションパイル工法において、天然砂（海砂、山砂）の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	・天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。
	フェロニッケルスラグ骨材	・天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使用された骨材であること。
	銅スラグ骨材	天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる銅スラグ骨材が使用された骨材であること。
	電気炉酸化スラグ骨材	天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。
アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	・アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	・加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。
	中温化アスファルト混合物	・加熱アスファルト混合物において、調整剤を添加することにより必要な品質を確保しつつ製造時の加熱温度を30℃程度低減させて製造されるアスファルト混合物であること。
路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	・路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。
	再生骨材等	・コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。

間伐材		・間伐材（林地残材・小径木等の再生資源を含む。）であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。							
混合セメント	高炉セメント	・原料に 30%以上の高炉スラグが使用されていること。							
	フライアッシュセメント	・原料に 10%以上のフライアッシュが使用されていること。							
エコセメント		・都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであって、これらの廃棄物が乾燥ベースで「500kg/製品 1 トン」以上使用していること。							
透水性コンクリート		・透水係数 $1 \times 10^{-2} \text{cm/sec}$ 以上であること。							
鉄鋼スラグブロック		・骨材のうち製鋼スラグ（転炉スラグもしくは電気炉酸化スラグ）を重量比で 50%以上使用していること。かつ、結合材に高炉スラグ微粉末を使用していること。							
フライアッシュを用いた吹付けコンクリート		・吹付けコンクリートであって、 $100\text{kg}/\text{m}^3$ 以上のフライアッシュが混和材として使用されていること。							
塗料	下塗用塗料（重防食）	・鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。							
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	・水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤（VOC）の含有率（塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合）が 5%以下であること。							
	高日射反射率塗料	<p>・近赤外波長域日射反射率が表に示す数値以上であること。</p> <p>・近赤外波長域の日射反射率保持率の平均が 80%以上であること。</p> <p style="text-align: center;">表 近赤外波長域日射反射率</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>明度 L*値</th> <th>近赤外波長域日射反射率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40.0 以下</td> <td>40.0</td> </tr> <tr> <td>40.0 を超え 80.0 未満</td> <td>明度 L*値の値</td> </tr> <tr> <td>80.0 以上</td> <td>80.0</td> </tr> </tbody> </table>	明度 L*値	近赤外波長域日射反射率 (%)	40.0 以下	40.0	40.0 を超え 80.0 未満	明度 L*値の値	80.0 以上
明度 L*値	近赤外波長域日射反射率 (%)								
40.0 以下	40.0								
40.0 を超え 80.0 未満	明度 L*値の値								
80.0 以上	80.0								
高日射反射率防水		・近赤外域における日射反射率が 50.0%以上であること。							
舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	・再生材料が原材料の重量比で 20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。							
	再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	・再生材料が原材料の重量比で 20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比 15%以上使用されていること。							

園芸資材	<p>パークたい肥</p> <p>・以下の基準を満たし、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比 50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <table border="1"> <tr> <td>有機物の含有率（乾物）</td> <td>70%以上</td> </tr> <tr> <td>炭素窒素比〔C/N 比〕</td> <td>35 以下</td> </tr> <tr> <td>陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物）</td> <td>70meq/100g 以上</td> </tr> <tr> <td>pH</td> <td>5.5～7.5</td> </tr> <tr> <td>水分</td> <td>55～65%</td> </tr> <tr> <td>幼植物試験の結果</td> <td>生育阻害その他異常が認められない</td> </tr> <tr> <td>窒素全量〔N〕（現物）</td> <td>0.5%以上</td> </tr> <tr> <td>りん酸全量〔P₂O₅〕（現物）</td> <td>0.2%以上</td> </tr> <tr> <td>加里全量〔K₂O〕（現物）</td> <td>0.1%以上</td> </tr> </table>	有機物の含有率（乾物）	70%以上	炭素窒素比〔C/N 比〕	35 以下	陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物）	70meq/100g 以上	pH	5.5～7.5	水分	55～65%	幼植物試験の結果	生育阻害その他異常が認められない	窒素全量〔N〕（現物）	0.5%以上	りん酸全量〔P ₂ O ₅ 〕（現物）	0.2%以上	加里全量〔K ₂ O〕（現物）	0.1%以上
	有機物の含有率（乾物）	70%以上																	
炭素窒素比〔C/N 比〕	35 以下																		
陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物）	70meq/100g 以上																		
pH	5.5～7.5																		
水分	55～65%																		
幼植物試験の結果	生育阻害その他異常が認められない																		
窒素全量〔N〕（現物）	0.5%以上																		
りん酸全量〔P ₂ O ₅ 〕（現物）	0.2%以上																		
加里全量〔K ₂ O〕（現物）	0.1%以上																		
<p>下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）</p> <p>・以下の基準を満たし、下水汚泥を主原材料として重量比（脱水汚泥ベース） 25%以上使用し、かつ、無機質の土壌改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <table border="1"> <tr> <td>有機物の含有率（乾物）</td> <td>35%以上</td> </tr> <tr> <td>炭素窒素比〔C/N 比〕</td> <td>20 以下</td> </tr> <tr> <td>pH</td> <td>8.5 以下</td> </tr> <tr> <td>水分</td> <td>50%以下</td> </tr> <tr> <td>窒素全量〔N〕（現物）</td> <td>0.8%以上</td> </tr> <tr> <td>りん酸全量〔P₂O₅〕（現物）</td> <td>1.0%以上</td> </tr> <tr> <td>アルカリ分（現物）</td> <td>15%以下（ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）</td> </tr> </table>	有機物の含有率（乾物）	35%以上	炭素窒素比〔C/N 比〕	20 以下	pH	8.5 以下	水分	50%以下	窒素全量〔N〕（現物）	0.8%以上	りん酸全量〔P ₂ O ₅ 〕（現物）	1.0%以上	アルカリ分（現物）	15%以下（ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）					
有機物の含有率（乾物）	35%以上																		
炭素窒素比〔C/N 比〕	20 以下																		
pH	8.5 以下																		
水分	50%以下																		
窒素全量〔N〕（現物）	0.8%以上																		
りん酸全量〔P ₂ O ₅ 〕（現物）	1.0%以上																		
アルカリ分（現物）	15%以下（ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）																		
<p>LED 道路照明</p>	<p>次のいずれかの要件を満たしたLED道路照明施設であること。</p> <p>（道路照明器具（連続照明、歩道照明、局部照明））</p> <p>ア．標準皮相電力が表 1 に示された設計条件タイプごとの値以下であること。</p> <p>イ．演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。</p> <p>ウ．LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ60,000時間以上であること。</p> <p>（トンネル照明器具（基本照明））</p> <p>ア．標準皮相電力が表 2 に示された設計条件タイプごとの値</p>																		

	<p>以下であること。</p> <p>イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。</p> <p>ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ90,000時間以上であること。</p> <p>(トンネル照明器具 (入口照明))</p> <p>ア. 標準皮相電力が表3に示された種別ごとの値以下であること。</p> <p>イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。</p> <p>ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ75,000時間以上であること。</p>
--	---

表1 道路照明器具 (連続照明、歩道照明、局部照明) の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ		標準皮相電力	
連続照明	a	2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道有り	125 VA	
	b	2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道無し		
	c	3車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道有り	180 VA	
	d	3車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道無し		
	e	2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 高規格	175 VA	
	f	2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道有り	95 VA	
	g	2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道無し		
	h	3車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道有り	125 VA	
	i	3車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道無し		
	j	2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 高規格	120 VA	
	k	平均路面輝度 0.5 cd/m ² 歩道有り	70 VA	
	ℓ	平均路面輝度 0.5 cd/m ² 歩道無し		
歩道照明	-	平均路面照度 5 lx	20 VA	
	-	平均路面照度 10 lx	40 VA	
局部照明	m	十字路 (2車線×2車線) 20 lx	160 VA	
	n	十字路 (2車線×2車線) 15 lx	125 VA	
	o	十字路 (2車線×2車線) 10 lx	95 VA	
	p	十字路 (4車線×2車線) 20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA
	q	十字路 (4車線×2車線) 15 lx	連続照明用	95 VA
			交差点隅切り部用	95 VA
	q'	十字路 (4車線×2車線) 10 lx	連続照明用	70 VA
			交差点隅切り部用	70 VA
	r	十字路 (4車線×4車線) 20 lx	連続照明用	125 VA
交差点隅切り部用			120 VA	
s	十字路 (4車線×4車線) 15 lx	連続照明用	95 VA	
		交差点隅切り部用	95 VA	

t	十字路 (6車線×4車線) 20 lx	連続照明用	125 VA
		交差点隅切り部用	120 VA
u	十字路 (6車線×4車線) 15 lx	連続照明用	95 VA
		交差点隅切り部用	95 VA
-	T字路 (2車線×2車線) 20 lx		95 VA
-	T字路 (2車線×2車線) 15 lx		70 VA
-	T字路 (2車線×2車線) 10 lx		70 VA
-	T字路 (4車線×2車線) 20 lx	連続照明用	125 VA
		交差点隅切り部用	120 VA
-	T字路 (4車線×2車線) 15 lx	連続照明用	95 VA
		交差点隅切り部用	95 VA
-	T字路 (4車線×2車線) 10 lx	連続照明用	70 VA
		交差点隅切り部用	70 VA
-	Y字路 (4車線×2車線) 20 lx		125 VA
-	Y字路 (4車線×2車線) 15 lx		95 VA
-	Y字路 (4車線×2車線) 10 lx		70 VA
v	歩行者の背景を照明する方式 20 lx		180 VA
-	歩行者の背景を照明する方式 10 lx		95 VA
w	歩行者の自身を照明する方式 20 lx		180 VA
-	歩行者の自身を照明する方式 10 lx		95 VA

- 備考) 1 「設計条件タイプ」は、「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン (案)」(平成27年3月 国土交通省)による。
- 2 「標準皮相電力」は、LED 道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。
- 3 電球色 LED を用いる場合の皮相電力は、上表の皮相電力の1.2倍の値を標準とする。

表2 トンネル照明器具 (基本照明) の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ		標準皮相電力
一般国道等 車道幅員 6~7m (歩道有りの断面含む)	x (1/2 低減)	設計速度 40(km/h) 2車線 0.75(cd/m ²) 千鳥	40 VA
	z (1/2 低減)	設計速度 50(km/h) 2車線 0.95(cd/m ²) 千鳥	50 VA
	bb (1/2 低減)	設計速度 60(km/h) 2車線 1.15(cd/m ²) 千鳥	65 VA
	x	設計速度 40(km/h) 2車線 1.5(cd/m ²) 千鳥	65 VA
	y	設計速度 40(km/h) 2車線 1.5(cd/m ²) 向合せ	40 VA
	z	設計速度 50(km/h) 2車線 1.9(cd/m ²) 千鳥	75 VA
	aa	設計速度 50(km/h) 2車線 1.9(cd/m ²) 向合せ	50 VA

	bb	設計速度 60(km/h) 2 車線 2.3(cd/m ²) 千鳥	95 VA
	cc	設計速度 60(km/h) 2 車線 2.3(cd/m ²) 向合せ	65 VA
高速自動車国道等	dd	設計速度 70(km/h) 2 車線 3.2(cd/m ²) 千鳥	95 VA
	ee	設計速度 70(km/h) 2 車線 3.2(cd/m ²) 向合せ	65 VA
	ff	設計速度 80(km/h) 2 車線 4.5(cd/m ²) 千鳥	125 VA
	gg	設計速度 80(km/h) 2 車線 4.5(cd/m ²) 向合せ	95 VA

- 備考) 1 「設計条件タイプ」は、「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン (案)」(平成 27 年 3 月 国土交通省) による。
- 2 「標準皮相電力」は、LED 道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。

表 3 トンネル照明器具 (入口照明) の標準皮相電力

種 別	標準皮相電力
NH 70W 相当	50 VA
NH 110W 相当	75 VA
NH 150W 相当	105 VA
NH 180W 相当	160 VA
NH 220W 相当	205 VA
NH 270W 相当	250 VA
NH 360W 相当	290 VA

備考) 「種別」は高圧ナトリウムランプ相当の LED トンネル照明器具をさす。

再生プラスチック製中央分離帯ブロック	・再生プラスチックが原材料の重量比で70%以上使用されていること。
セラミックタイル	・再生材料が原材料の重量比で20%以上 (複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計) 使用されていること。
断熱サッシ・ドア	建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。 ①複層ガラスを用いたサッシであること。 ②二重サッシであること。 ③断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。
製材	・間伐材、林地残材又は小径木であること。それ以外の場合は合法材であること。

集成材 合板 単板積層材 直交集成板	<ul style="list-style-type: none"> ・ 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等の体積比割合が10%以上であり、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は合法材であること。 ・ 居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆であること。
フローリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等の体積比割合が10%以上であり、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は合法材であること。 ・ 基材に木材を使用した場合は、合法材であること。 ・ 居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆であること。
パーティクルボード 繊維板	<ul style="list-style-type: none"> ・ 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木等の再生資源である木質材料や植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。 ・ 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木以外の原料の原木は合法材であること。 ・ 居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆であること。
木質系セメント板	<ul style="list-style-type: none"> ・ 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木等の再生資源である木質材料や植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。 ・ 合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木以外の原料の原木は合法材であること。 ・ 居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆であること。
木材・プラスチック再生複合材 製品	<ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクル材料等として認められる原料が原材料の重量比で60%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。 ・ 原料として使用される木質材料は、リサイクル材料等として認められる木質原料の割合が100%であること。 ・ 重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。 ・ 製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。

ビニル系床材	・再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。
断熱材	建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。 ①フロン類が使用されていないこと。 ②再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。
照明制御システム	・連続調光可能なLED照明器具及びそれらの照明器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。
変圧器	・エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した数値を上回らないこと。

表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式

区 分				基準エネルギー消費効率の算定式
変圧器の種別	相数	定格周波数	定 格 容 量	
油入変圧器	単相	50 H z		$E = 11.2S^{0.732}$
		60 H z		$E = 11.1S^{0.725}$
	三相	50 H z	500kVA 以下	$E = 16.6S^{0.696}$
			500kVA 超	$E = 11.1S^{0.809}$
		60 H z	500kVA 以下	$E = 17.3S^{0.678}$
			500kVA 超	$E = 11.7S^{0.790}$
モールド変圧器	単相	50 H z		$E = 16.9S^{0.674}$
		60 H z		$E = 15.2S^{0.691}$
	三相	50 H z	500kVA 以下	$E = 23.9S^{0.659}$
			500kVA 超	$E = 22.7S^{0.718}$
		60 H z	500kVA 以下	$E = 22.3S^{0.674}$
			500kVA 超	$E = 19.4S^{0.737}$

備考) 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。

2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。

3 E 及び S は、次の数値を表すものとする。

E : 基準エネルギー消費効率 (単位 : W)

S : 定格容量 (単位 : kVA)

4 表の規定は、JIS C 4304 及び C 4306 並びに日本電機工業会規格 1500 及び 1501 に規定する標準仕様状態で使用しないものについて準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に 1.10 (モールド変圧器

にあつては1.05) を乗じた式として取り扱うものとする。

- 5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第71号（平成24年3月30日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

吸収冷温水機	<ul style="list-style-type: none"> 冷房の成績係数が表に示された区分の数値以上であること。 <table border="1" data-bbox="719 499 1227 647"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>成績係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冷凍能力が 186kW 未満</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td>冷凍能力が 186kW 以上</td> <td>1.20</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	成績係数	冷凍能力が 186kW 未満	1.15	冷凍能力が 186kW 以上	1.20				
区 分	成績係数										
冷凍能力が 186kW 未満	1.15										
冷凍能力が 186kW 以上	1.20										
氷蓄熱式空調機器	<ul style="list-style-type: none"> 氷蓄熱槽を有していること。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 冷房の成績係数が別表3に示された区分の数値以上であること。 <table border="1" data-bbox="620 866 1351 1014"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>成績係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氷蓄熱ユニット</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー</td> <td>3.0</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	成績係数	氷蓄熱ユニット	2.2	氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー	3.0				
区 分	成績係数										
氷蓄熱ユニット	2.2										
氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー	3.0										
ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機	<ul style="list-style-type: none"> 期間成績係数が表に示された区分の数値以上であること。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 <table border="1" data-bbox="564 1236 1406 1482"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期間成績係数 (APFp)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冷房能力が 28kW 以上 35.5kW 未満</td> <td>1.22 以上</td> </tr> <tr> <td>冷房能力が 35.5kW 以上 45kW 未満</td> <td>1.37 以上</td> </tr> <tr> <td>冷房能力が 45kW 以上 56kW 未満</td> <td>1.59 以上</td> </tr> <tr> <td>冷房能力が 56kW 以上</td> <td>1.70 以上</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期間成績係数 (APFp)	冷房能力が 28kW 以上 35.5kW 未満	1.22 以上	冷房能力が 35.5kW 以上 45kW 未満	1.37 以上	冷房能力が 45kW 以上 56kW 未満	1.59 以上	冷房能力が 56kW 以上	1.70 以上
区 分	期間成績係数 (APFp)										
冷房能力が 28kW 以上 35.5kW 未満	1.22 以上										
冷房能力が 35.5kW 以上 45kW 未満	1.37 以上										
冷房能力が 45kW 以上 56kW 未満	1.59 以上										
冷房能力が 56kW 以上	1.70 以上										
送風機	<ul style="list-style-type: none"> プレミアム効率のモータが使用されていること。 										
排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	<ul style="list-style-type: none"> 使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料とし、その使用割合が製品全体における重量比で表に示された区分の数値以上であること。 <table border="1" data-bbox="678 1731 1177 1879"> <thead> <tr> <th>管の区分</th> <th>重量比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三層管</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>単層管</td> <td>80%</td> </tr> </tbody> </table>	管の区分	重量比	三層管	30%	単層管	80%				
管の区分	重量比										
三層管	30%										
単層管	80%										
衛生器具	自動水栓 <ul style="list-style-type: none"> 電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。 										

	自動洗浄装置及びその 組み込み小便器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洗浄水量が4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量が制御されること。 		
	洋風便器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洗浄水量が8.5L/回以下であること。 		
再生材料を使用した型枠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生材料（別表に掲げるものを原料としたもの）が原材料の重量比で50%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。 <table border="1" data-bbox="611 551 1302 696" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">再生材料の原料となるものの分類区分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">廃プラスチック</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">古紙パルプ</td> </tr> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	廃プラスチック	古紙パルプ
再生材料の原料となるものの分類区分				
廃プラスチック				
古紙パルプ				
合板型枠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等の体積比割合が10%以上であり、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材以外の原料の原木は合法材であること。 ②上記以外の場合は合法材であること。 			

【建設機械】

対象分野・品目	調達基準																																																																	
排出ガス対策型建設機械	<p>・搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第2次基準値又はこれより優れるものであること。</p> <p>別表1 トンネル工専用建設機械</p> <table border="1" data-bbox="395 454 1409 860"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、大型ブレーカを装着したものを含む</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダ・クローラローダ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下</td> </tr> <tr> <td>ダンプトラック</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く</td> </tr> <tr> <td>トラックミキサ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2 一般工専用建設機械</p> <table border="1" data-bbox="395 954 1409 1135"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ</td> <td>ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダ</td> <td>ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下</td> </tr> <tr> <td>ブルドーザ</td> <td>ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2次基準値</p> <table border="1" data-bbox="395 1232 1409 1637"> <thead> <tr> <th>対象物質 (単位) 出力区分</th> <th>HC (g/kW・h)</th> <th>NOx (g/kW・h)</th> <th>CO (g/kW・h)</th> <th>PM (g/kW・h)</th> <th>黒煙 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8kW以上19kW未満</td> <td>1.5</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>0.8</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>19kW以上37kW未満</td> <td>1.5</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>0.8</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>37kW以上75kW未満</td> <td>1.3</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>0.4</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>75kW以上130kW未満</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>0.3</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>130 kW以上560kW以下</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>3.5</td> <td>0.2</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）による。</p> <p>2. トンネル工専用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。</p> <table border="1" data-bbox="395 1827 1409 2049"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ドリルジャンボ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)</td> </tr> <tr> <td>コンクリート吹付機</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)</td> </tr> </tbody> </table>						機 種	摘 要	バックホウ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、大型ブレーカを装着したものを含む	ホイールローダ・クローラローダ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下	ダンプトラック	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く	トラックミキサ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く	機 種	摘 要	バックホウ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下	ホイールローダ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下	ブルドーザ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下	対象物質 (単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	PM (g/kW・h)	黒煙 (%)	8kW以上19kW未満	1.5	9	5	0.8	40	19kW以上37kW未満	1.5	8	5	0.8	40	37kW以上75kW未満	1.3	7	5	0.4	40	75kW以上130kW未満	1	6	5	0.3	40	130 kW以上560kW以下	1	6	3.5	0.2	40	機 種	摘 要	ドリルジャンボ	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)	コンクリート吹付機	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)
機 種	摘 要																																																																	
バックホウ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、大型ブレーカを装着したものを含む																																																																	
ホイールローダ・クローラローダ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下																																																																	
ダンプトラック	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く																																																																	
トラックミキサ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く																																																																	
機 種	摘 要																																																																	
バックホウ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下																																																																	
ホイールローダ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下																																																																	
ブルドーザ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下																																																																	
対象物質 (単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	PM (g/kW・h)	黒煙 (%)																																																													
8kW以上19kW未満	1.5	9	5	0.8	40																																																													
19kW以上37kW未満	1.5	8	5	0.8	40																																																													
37kW以上75kW未満	1.3	7	5	0.4	40																																																													
75kW以上130kW未満	1	6	5	0.3	40																																																													
130 kW以上560kW以下	1	6	3.5	0.2	40																																																													
機 種	摘 要																																																																	
ドリルジャンボ	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)																																																																	
コンクリート吹付機	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)																																																																	

別表4 一般工事中用建設機械

機 種	摘 要
発動発電機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、可搬式(溶接兼用機を含む)
空気圧縮機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、可搬式
油圧ユニット	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、基礎工事中用機械で独立したもの
ローラ	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、ロードローラ、タイヤローラ、 振動ローラ
ホイールクレーン	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、ラフテレーンクレーン

第1次基準値

対象物質 (単位)	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)
出力区分				
7.5kW以上15kW未満	2.4	12.4	5.7	50

低騒音型建設
機械

・建設機械の騒音の測定値が別表に掲げる値以下のものであること。

別表

機種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)
ブルドーザー	P < 55	102
	55 ≦ P < 103	105
	103 ≦ P	105
バックホウ	P < 55	99
	55 ≦ P < 103	104
	103 ≦ P < 206	106
ドラグライン クラムシェル	206 ≦ P	106
	P < 55	100
	55 ≦ P < 103	104
トラクターショベル	103 ≦ P < 206	107
	206 ≦ P	107
トラクターショベル	P < 55	102

		55 ≦ P < 103	104
		103 ≦ P	107
クローラークレーン		P < 55	100
トラッククレーン		55 ≦ P < 103	103
ホイールクレーン		103 ≦ P < 206	107
		206 ≦ P	107
バイブロハンマー			107
油圧式杭抜機		P < 55	98
油圧式鋼管圧入・引抜機		55 ≦ P < 103	102
油圧式杭圧入引抜機		103 ≦ P	104
アースオーガー		P < 55	100
		55 ≦ P < 103	104
		103 ≦ P	107
オールケーシング掘削機		P < 55	100
		55 ≦ P < 103	104
		103 ≦ P < 206	105
		206 ≦ P	107
アースドリル		P < 55	100
		55 ≦ P < 103	104
		103 ≦ P	107
さく岩機（コンクリートブ レーカー）			106
ロードローラー		P < 55	101
タイヤローラー		55 ≦ P	104
振動ローラー			
コンクリートポンプ（車）		P < 55	100
		55 ≦ P < 103	103
		103 ≦ P	107
コンクリート圧砕機		P < 55	99
		55 ≦ P < 103	103
		103 ≦ P < 206	106
		206 ≦ P	107
アスファルトフィニッシャ ー		P < 55	101
		55 ≦ P < 103	105
		103 ≦ P	107
コンクリートカッター			106
空気圧縮機		P < 55	101

		55 ≤ P	105
	発動発電機	P < 55	98
		55 ≤ P	102

【工法】

対象分野・品目	調達基準
低品質土有効利用工法	・ 施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。
建設汚泥再生処理工法	・ 施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。
コンクリート塊再生処理工法	・ 施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。
路上表層再生工法	・ 既設アスファルト舗装の表層を粉砕し、必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現位置又は当該現場付近で表層を再生する工法であること。
路上再生路盤工法	・ 既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。
伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	・ 施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。ただし、伐採材及び建設発生土を合算した使用量は、現地で添加する水を除いた生育基盤材料の容積比で70%以上を占めること。
泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	・ セメント系固化剤の一部として泥土を再利用又はセメント系固化剤の注入量を削減することにより、施工に伴い発生する泥土が低減できる工法であること。

【目的物】

対象分野・品目	調達基準
排水性舗装	・ 雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。
透水性舗装	・ 雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。
屋上緑化	・ 植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。 ・ ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。

14. 役務（平成 30 年度グリーン購入法基本方針（環境省）では 21 番目）

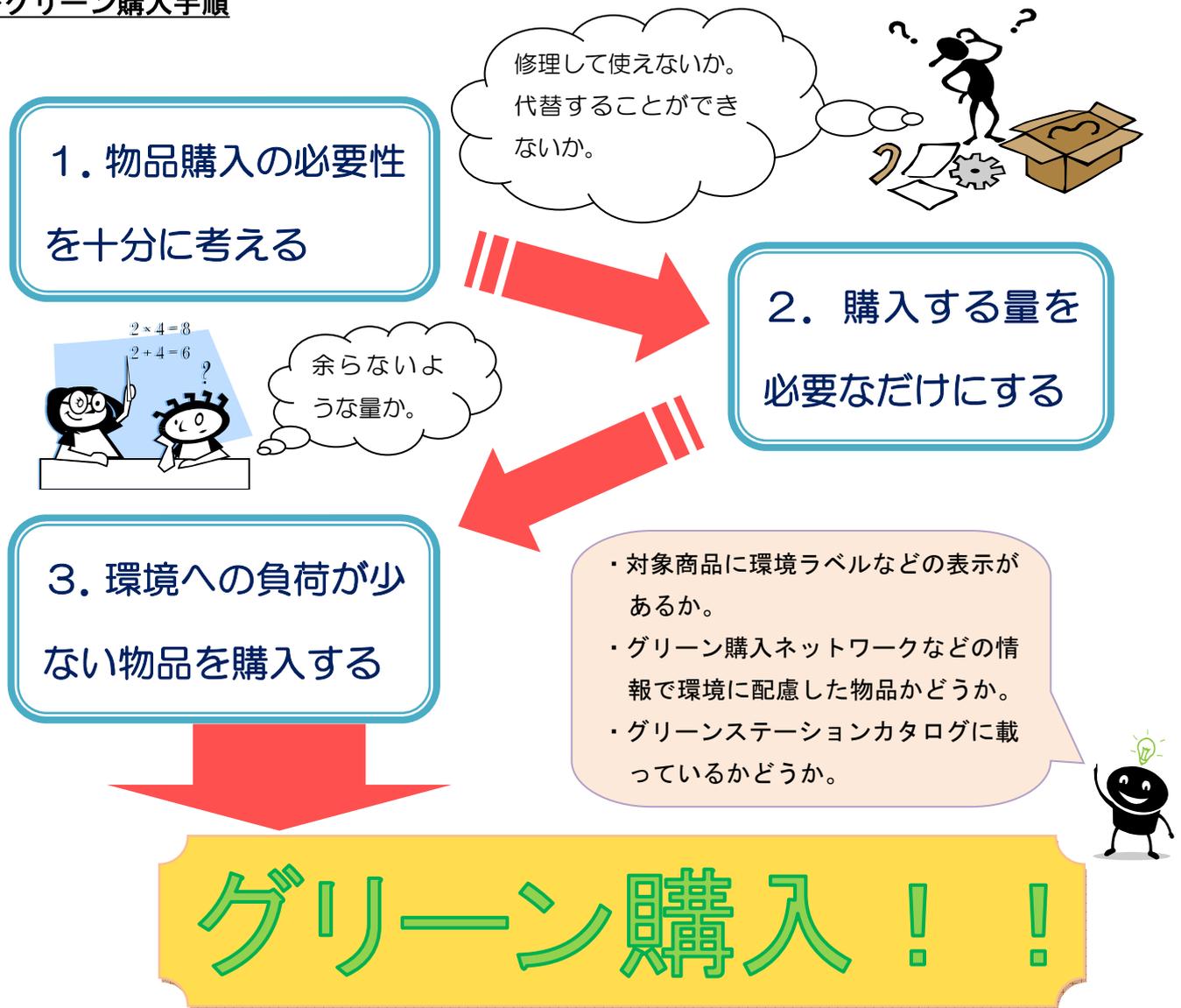
参考となる環境ラベル等			
【印刷】			
 <small>GREEN PRINTING JFPI</small> グリーンプリンティング認定制度（印刷工程に関する基準）	 エコマーク（用紙及び印刷工程の基準）	 <small>VEGETABLE OIL INK</small> 植物油インキマーク	 <small>印刷インキ工業連合会</small> NL マーク（インキの化学安全性の基準）

対象分野・品目	調達基準
省エネルギー診断	省エネルギー診断に係る技術資格者が、設備の稼動状況、運用状況、エネルギー使用量等について調査分析し、省エネ対策に係る設備・機器の導入、改修及び運用改善の提案がなされること。
印刷	<p>【オフセット印刷・デジタル印刷共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判断の基準を満たす情報・印刷用紙の使用（冊子の表紙は除く） （総合評価値 80 以上） ・リサイクル適性 A ランク用の紙、インキ等の資材の使用 ※印刷物の用途・目的からその他のランクの用紙を使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載 ・印刷物へのリサイクル適性の表示 ※納入事業者が資材確認票の提出を求めること等により確認 ・印刷工程における環境配慮の実施 <p>【個別事項】</p> <p><オフセット印刷></p> <ul style="list-style-type: none"> ・植物由来の油を使用したインキの使用（植物油インキ、大豆油インキなど） ・NL 規制（印刷インキ工業連合会）適合インキの使用 <p><デジタル印刷></p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学安全性の確認されたトナー又はインキの使用
食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・生ゴミ処理機等による適正処理 ・繰り返し使用できる食器（リユース食器）の使用
自動車専用タイヤ更生	<ul style="list-style-type: none"> ・リトレッド（タイヤ更生）又はリグループの実施
自動車整備	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル部品による修理（リユース部品又はリビルド部品の使用） ・エンジン洗浄を実施する場合下記を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ア. CO 及び HC が洗浄前後で 20%以上削減されること イ. エンジン洗浄の実施直後及び法定 12 か月点検において、20%以上の削減効果がなかった場合、無償で再度エンジン洗浄を実施
庁舎管理	<p><共通></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特定調達物品等の使用

	<p>2. 省エネ法（工場等に係る措置）の管理標準※1 に基づくエネルギー使用の合理化</p> <p>3. 省エネルギー計画の立案、対策の選定、当該対策に係る実施基準※2 等に基づく実施状況及び対策効果を施設管理者に毎月報告。対策の実施結果を踏まえた省エネルギー対策の見直しの実施</p> <p>4. 省エネルギー診断の診断結果に基づく設備・機器等の運用改善の措置</p> <p>5. エネルギー管理システムによるエネルギー消費の可視化及びデータ分析結果に基づくエネルギー消費効率化の措置</p> <p>6. フロン類の漏えい防止のための適切な措置</p> <p><常駐管理></p> <p>●エネルギー又は水の使用量、廃棄物の排出量に関する月次報告、分析と削減対策の提案等（施設利用者と連携して行う対策を含む）</p> <p><常駐管理以外></p> <p>●エネルギー又は水の使用量、廃棄物の排出量に関する分析と削減対策の提案等</p>
清掃	<p>1. 特定調達物品等の使用</p> <p>2. 洗面所の手洗い洗剤は、廃油又は動植物油脂</p> <p>3. ごみの適切な分別回収</p> <p>4. 古紙の適切な分別、改善案の提示</p> <p>5. 床維持剤（ワックス）、洗浄剤の VOC 低減</p> <p>6. 環境負荷低減が図れる具体的清掃方法の提案</p>
機密文書処理	<p>1. 施設の状況に応じた分別・回収・処理方法の提案</p> <p>2. 機密文書の処理にあたって、製紙原料として利用可能な処理の実施</p> <p>ア. 古紙再生の阻害となるものを除去する設備・体制の構築</p> <p>イ. 直接溶解処理にあたっては、異物除去システムが導入された設備における処理</p> <p>ウ. 破碎処理にあたっては、可能な限り紙の繊維が保持される処理の実施</p> <p>3. 機密処理・リサイクル管理票の提示</p>
植栽管理	<p>1. 特定調達物品等の使用</p> <p>2. 総合的害虫防除</p> <p>3. 農薬の使用削減及び農薬取締法に基づく農薬の適正使用</p>
害虫防除	<p>1. 特定調達物品等の使用</p> <p>2. 殺虫剤、殺そ剤の適正利用を含む総合的害虫防除</p> <p>3. 害虫等の発生、侵入防止措置</p> <p>4. 事前計画・目標の設定、作業後の効果判定</p> <p>5. 殺虫剤の適正かつ効果的な使用</p>
輸配送	<p>1. エネルギーの使用に係る実態・取組効果の把握</p> <p>2. エコドライブ推進の措置</p> <p>3. 車両の点検・整備の実施</p> <p>4. モーダルシフトの実施</p> <p>5. 輸配送効率の向上のための措置</p>

	6. 判断の基準の適合状況のウェブサイト等による公表等
旅客輸送	<ol style="list-style-type: none"> 1. エネルギーの使用に係る実態・取組効果の把握 2. エコドライブ推進の措置 3. 車両の点検・整備の実施 4. 旅客輸送効率の向上、空車走行距離の削減のための措置 5. 判断の基準の適合状況のウェブサイト等による公表等
照明機能提供業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 判断の基準を満たす蛍光ランプの使用 2. 成型品の回収ランプの再資源化率が95%以上 3. 適正処理完了証明書の提示
庁舎等において営業を行う小売業務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 容器包装の過剰な使用抑制のための取組 2. 消費者の容器包装廃棄物の排出抑制のための取組
クリーニング	<ol style="list-style-type: none"> 1. ドレンの回収及び再利用による省エネルギー、水資源の節約等 2. エコドライブの実施 3. ハンガーの回収及び再使用の仕組みの構築
飲料自動販売機設置	<ol style="list-style-type: none"> 1. 省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率100%以上 2. ノンフロン機（缶・ボトル飲料、紙容器自販機に適用）であること 3. 環境配慮設計及びその実施状況の公表 4. 特定の化学物質の含有率が基準値以下、含有情報の公表 5. 使用済自動販売機の回収リサイクルシステムの保有
引越輸送	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特定調達物品の使用（梱包及び養生） 2. 反復利用可能な梱包用資材及び養生用資材の使用 3. 引越終了後の梱包用資材の回収の実施 4. 自動車による輸送を伴う場合は、次の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの使用に係る実態・取組効果の把握 ・エコドライブ推進の措置 ・車両の点検・整備の実施
会議運営	<ol style="list-style-type: none"> 1. 紙類の基準を満たす用紙の使用、適正部数の印刷、両面印刷等による紙資料の削減 2. ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物にあたっては、「印刷」の基準を満たす

◆グリーン購入手順



◆参考となる情報源 URL

グリーン購入法. net (環境省)

⇒ <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

【グリーン購入法の特定調達物品を探す】

エコ商品ねっと (グリーン購入ネットワーク)

⇒ <http://www.gpn.jp/econet/>

エコマーク (財団法人日本環境協会：グリーン購入法特定調達品目カテゴリから探す)

⇒ <http://www.ecomark.jp/green.php>

【環境ラベル関連】

環境ラベル等データベース

⇒ <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/index.html>

エコリーフ環境ラベル

⇒ <http://www.jemai.or.jp/ecoleaf>